

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
30年ー6 (30.4.26)	福祉保健	<p>鳥取県受動喫煙防止条例の制定について</p> <p>▶陳情理由 今日、喫煙がもたらす健康被害は医学的、科学的にも立証されているところである。健康増進法（平成14年法律第103号）第25条では、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者」に対し、受動喫煙防止のための有効な対処策を講じるべきことが努力義務とされており、また我が国も批准し平成17年2月27日に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」においては、すべての締約国が有効な対策に取り組むよう要請されている。</p> 厚生労働省の推計では毎年15,000人が受動喫煙を原因として亡くなっているともいわれており、受動喫煙対策を積極的に進めていく必要がある。 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」は全国初の条例として注目を集めた。このように、地方自治体が、タバコを吸う人と吸わない人双方が共存できる環境を整えることは重要である。 タバコを吸うことは、各種の病気の発症率を増やし、医療費増大も惹起する。このような現状の中で、県民の健康を守る立場からも、県において受動喫煙防止条例を制定することを強く望み、陳情するものである。 なお、条例による規制に当たっては、喫煙者の「タバコを吸う自由」にも配慮されなければならない。他方、タバコを吸わされない権利は、憲法上の生存権（憲法第25条、健康で文化的な生活を営む権利）や、自己決定権（憲法第13条）によるものであり、衝突する利害を調整する大きな役割を、条例が担うことを期待している。 <p>▶陳情趣旨 鳥取県において、受動喫煙防止条例を制定すること。</p>	足羽 佑太 (倉吉市)